

京都市上下水道局告示第28号

京都市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、次の者の京都市指定給水装置工事事業者の指定の効力を一時停止したので、同規程第10条第4号の規定に基づき告示します。

平成23年7月11日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 西村 京三

1 指定効力停止業者

京都市上京区中長者町通新町西入仲之町284-1

大西工業株式会社

代表取締役 大西 泰三

2 指定効力停止期間

平成23年7月11日から平成23年10月10日まで

(上下水道局水道部給水課)